

「地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金関係手続の手引き」新旧対照表

新	旧
<p>令和4年1月版</p> <p>1. 地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>(略)</p> <p>&lt;指定金融機関の指定要件&gt;</p> <p>①地域再生協議会の構成員であること、②経理的基礎を有すること、③知識及び経験を有する人的構成であること、④<u>地域再生法施行規則（以下「規則」という。）第4条各号又は第6条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること（①は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意要件です。</u></p> <p>(2) 地域再生利補の基本的事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 地域再生利補と国による他の利子補給金制度（地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金を含む。）及び利子補給制度に類する制度との併用はできません。</p> <p>④ 地域再生利補の利子補給金支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしていますので、ご要望の内容や時期により対応できない場合もあります。地域再生利補の募集に関する情報については本手引きによるほか、内閣府ホームページ (<a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html</a>) でお知らせしますので、併せてご確認ください。</p>	<p>令和3年1月版</p> <p>1. 地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>(略)</p> <p>&lt;指定金融機関の指定要件&gt;</p> <p>①地域再生協議会の構成員であること、②経理的基礎を有すること、③知識及び経験を有する人的構成であること、④<u>地域再生に係る事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること（①は特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意要件です。</u></p> <p>(2) 地域再生利補の基本的事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 地域再生利補と国による他の利子補給金制度（地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金を含む。）及び利子補給制度に類する制度との併用はできません。<u>なお、地域再生利補と地方公共団体が単独事業として実施する利子補給金制度又は低利融資制度との併用は可能となっています。その場合、必ず事前に内閣府に相談してください。</u></p> <p>④ 地域再生利補の利子補給金支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしていますので、ご要望の内容や時期により対応できない場合もあります。地域再生利補の募集に関する情報については本手引きによるほか、<u>年4～5回設けている集中受付期間に合わせ、内閣府ホームページ</u> (<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kankei.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kankei.html</a>) でお知らせしますので、併せてご確認ください。</p>

新	旧
<p>⑤・⑥ (略)</p> <p>2. 地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域再生協議会、認定申請手続及び地域再生計画の同意条件</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>地方公共団体は、地域再生計画認定申請の準備として、地域再生協議会を開催のうえ、地域再生計画に記載すべき内容を協議することが必要となります。地域再生計画認定申請については、地方公共団体が内閣府地方創生推進事務局に対し申請書を提出し、内閣府において同意条件など認定基準に照らして審査を行ったうえで、内閣総理大臣が認定を行うこととなります。</p> <p><u>地域再生計画の作成及び申請にあたっては、「地域再生計画認定申請マニュアル」を参照するほか、本手引きの内容にも留意願います。</u></p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 地域再生計画の記載項目と地域再生計画の同意条件</p> <p>地域再生利補を活用するためには、地域再生協議会での協議を踏まえ、地域再生計画に次の項目について記載が必要となります。</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 該当事業種別(対象事業項目)</p> <p>ア) の記載内容を踏まえ、規則第4条及び第6条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の上記載してください。(以下略)</p>	<p>⑤・⑥ (略)</p> <p>2. 地域再生支援利子補給金・特定地域再生支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域再生協議会、認定申請手続及び地域再生計画の同意条件</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>地方公共団体は、地域再生計画認定申請の準備として、地域再生協議会を開催のうえ、地域再生計画に記載すべき内容を協議することが必要となります。地域再生計画認定申請については、地方公共団体が内閣府地方創生推進事務局に対し申請書を提出し、内閣府において同意条件など認定基準に照らして審査を行ったうえで、内閣総理大臣が認定を行うこととなります。</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 地域再生計画の記載項目と地域再生計画の同意条件</p> <p>地域再生利補を活用するためには、地域再生協議会での協議を踏まえ、地域再生計画に次の項目について記載が必要となります。</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 該当事業種別(対象事業項目)</p> <p>ア) の記載内容を踏まえ、<u>地域再生法施行規則(以下「規則」という。)</u>第4条及び第6条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の上記載してください。(以下略)</p>

新	旧
<p>ウ) 地域再生利補の利用を予定している金融機関名</p> <p>地域再生利補の利用を予定しているすべての金融機関名を記載してください（<u>特定地域再生支援利子補給金の利用を予定する場合は任意</u>）。なお、認定後に認定計画を変更し、金融機関名を追加又は削除することも可能です。この場合は、計画の変更認定を受ける必要があります。</p> <p>地域再生計画の同意条件としては、地域再生計画に記載される金融機関が、地域再生協議会の構成員となっていること（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意）に加え、利子補給金の支給対象となる金融機関（<u>1.（1）参照</u>）であることとなります。</p> <p>最新の当該計画認定申請に係る協議会を行った時点以降の地域再生協議会構成員一覧を添付してください。</p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 指定金融機関の指定要件</p> <p>ア) 地域再生支援貸付事業における指定要件（地域再生法第14条、規則第15条）</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>規則第4条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること</u> (略)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>イ) 特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業における指定要件</p>	<p>ウ) 地域再生利補の利用を予定している金融機関名</p> <p>地域再生利補の利用を予定しているすべての金融機関名を記載してください。なお、認定後に認定計画を変更し、金融機関名を追加又は削除することも可能です。この場合は、計画の変更認定を受ける必要があります。</p> <p>地域再生計画の同意条件としては、地域再生計画に記載される金融機関が、地域再生協議会の構成員となっていること（特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる金融機関については任意）に加え、利子補給金の支給対象とできる金融機関であることとなります。</p> <p>最新の当該計画認定申請に係る協議会を行った時点以降の地域再生協議会構成員一覧を添付してください。</p> <p><u>なお、利子補給金の支給対象とできる金融機関は前記1.（1）＜利子補給金の支給の対象となる金融機関＞のとおりです（p3～p4、規則第5条）。</u></p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 指定金融機関の指定要件</p> <p>ア) 地域再生支援貸付事業における指定要件（地域再生法第14条、規則第15条）</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>地域再生に係る事業に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること</u> (略)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>イ) 特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業における指定要件</p>

新	旧
<p>(地域再生法第 15 条、規則第 20 条)</p> <p>a) <u>規則第 6 条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること (略)</p> <p>b)・c) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>iii) 手続書類 (規則第 15 条又は第 20 条) 指定申請書の記載事項については、別添 1 を参照してください。 指定申請書には、以下 a)～f) の書類を添付する必要があります。(以下略)</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) <u>規則第 4 条各号又は第 6 条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していることを証する書類 具体的には、<u>次の資料のうち 1 つを提出してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 4 条各号又は第 6 条各号に掲げる事業に対する貸付けの実績を示す資料として、金融機関で作成している稟議書の写しや貸付契約書の写し、借入企業によるプレスリリース資料 (貸付金融機関が分かるものに限る。) など</li> <li>・金融機関又は金融機関が出資するシンクタンク等が、<u>認定地域再生計画の区域に係る地域の経済や社会</u>について調査・分析活動を実施し、結果を公表していることを確認できる資料として、当該機関が発行している「経済レポート (月例調査等)」又は「報告書」など</li> </ul> <p>(略)</p> <p>指定要件のうち、「<u>規則第 4 条各号又は第 6 条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。</p>	<p>(地域再生法第 15 条、規則第 20 条)</p> <p>a) <u>地域再生に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること (略)</p> <p>b)・c) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>iii) 手続書類 (規則第 15 条又は第 20 条) 指定申請書の記載事項については、別添 1 を参照してください。 指定申請書には、以下 a)～f) の書類を添付する必要があります。(以下略)</p> <p>a)～d) (略)</p> <p>e) <u>地域再生に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していることを証する書類 具体的には、<u>当該地域再生計画の区域における、次の該当する資料のうち 1 つを提出してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第 4 条各号に掲げる事業に対する貸付けの実績を示す資料として、金融機関で作成している稟議書の写しや貸付契約書の写し、借入企業によるプレスリリース資料 (貸付金融機関が分かるものに限る。) など</li> <li>・金融機関又は金融機関が出資するシンクタンク等が、<u>当該地域の経済や社会</u>について調査・分析活動を実施し、結果を公表していることを確認できる資料として、当該機関が発行している「経済レポート (月例調査等)」又は「報告書」など</li> </ul> <p>(略)</p> <p>指定要件のうち、「<u>地域再生に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域再生の取組を推進していること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。</p>

新	旧
<p>f) その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、地域再生支援貸付事業を統括する部局（部局名、構成人数）及び連絡先（担当者名、TEL、電子メールアドレス）などが分かる資料を提出してください。なお、電子メールアドレスは、可能な限り担当部署など組織に割り当てられたものとしてください。</p> <p>（以下略）</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) ～ウ) (略)</p> <p>エ) 取消しによる支給の停止（要綱第 11 条）</p> <p>内閣総理大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して利子補給契約を取り消し又は解除し、当該指定を取り消した日より利子補給金の支給を停止することとなります。その際は、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、<u>利子補給契約の取消日までに支給された利子補給金の全部を返納する必要があります。</u></p> <p>③ 事業者推薦の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>（略）</p> <p>なお、事業者推薦の手続については、審査事務の効率化及び予算の適切な執行のため、<u>年5回</u>の集中受付期間を設けています。具体的な受付期間や留意事項については内閣府ホームページでご案内しますので、<u>各回の申請前に必ず</u>確認のうえ推薦申請書を提出してください。</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類（要綱第 4 条及び第 5 条）</p>	<p>f) その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、地域再生支援貸付事業を統括する部局（部局名、構成人数）及び連絡先（担当者名、TEL、<u>FAX</u>、電子メールアドレス）などが分かる資料を提出してください。なお、電子メールアドレスは、可能な限り担当部署など組織に割り当てられたものとしてください。</p> <p>（以下略）</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) ～ウ) (略)</p> <p>エ) 取消しによる支給の停止（要綱第 11 条）</p> <p>内閣総理大臣は、指定金融機関の指定を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して利子補給契約を取り消し又は解除し、当該指定の<u>取り消しを通知した日より利子補給金の支給を停止することとなります。</u>その際は、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、<u>該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返納する必要があります。</u></p> <p>③ 事業者推薦の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>（略）</p> <p>なお、事業者推薦の手続については、審査事務の効率化及び予算の適切な執行のため、<u>年4～5回</u>の集中受付期間を設けています。具体的な受付期間や留意事項については内閣府ホームページでご案内しますので、確認のうえ推薦申請書を提出してください。</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類（要綱第 4 条及び第 5 条）</p>

新	旧
<p>ii) の事前審査が完了した場合、<u>ア)、イ)</u> の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(以下略)</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行 (要綱第 4 条第 2 項)</p> <p>事業者は、指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。認定地方公共団体は、推薦申請書 (写) の提出を受け、地域再生計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、推薦申請書 (写) を添付の上、確認書を発行してください。</p> <p>複数の地方公共団体が共同で認定を受けた地域再生計画に係る推薦申請書に添付する認定地方公共団体の確認書については、利子補給金の対象となる事業の実施場所や事業内容から、最も適切と判断される認定地方公共団体の確認書を添付してください。なお、判断に迷う場合には、内閣府にお問い合わせください。また、確認書を発行した認定地方公共団体は、他の当該認定地方公共団体と、確認書を発行した旨について情報共有するものとします。</p> <p><u>なお、確認書については、提出後、内閣府から認定地方公共団体に対して意思確認を行うとともに、内容について照会する場合がありますので、認定地方公共団体の担当部局名、担当者名及び連絡先を確認書に記載するか、指定金融機関経由で内閣府にご連絡ください。</u></p>	<p>ii) の事前審査が完了した場合、<u>ア) ~ウ)</u> の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p><u>ウ) 指定金融機関の指定通知書の写し</u></p> <p>(以下略)</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行 (要綱第 4 条第 2 項)</p> <p>事業者は、<u>地域再生支援貸付事業においては地域再生協議会の構成員である指定金融機関、特定地域再生支援利子補給金の支給の対象となる事業においては当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。</u></p> <p>認定地方公共団体は、推薦申請書 (写) の提出を受け、地域再生計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、推薦申請書 (写) を添付の上、確認書を発行してください。<u>なお、確認書については、提出後、内閣府から認定地方公共団体に対して意思確認を行うとともに、内容について照会する場合がありますので、認定地方公共団体の担当部局名、担当者名及び連絡先を確認書に記載するか、指定金融機関経由で内閣府にご連絡ください。</u></p> <p>複数の地方公共団体が共同で認定を受けた地域再生計画に係る推薦申請書に添付する認定地方公共団体の確認書については、利子補給金の対象となる事業の実施場所や事業内容から、最も適切と判断される認定地方公共団体の確認書を添付してください。なお、判断に迷う場合には、内閣府にお問い合わせください。また、確認書を発行した認定地方公共団体は、他の当該認定地方公共団体と、確認書を発行した旨について情報共有するものとします。</p>

新	旧
<p>ウ) <u>事業者推薦の審査</u></p> <p><u>事業者推薦の審査においては、主に以下の点を確認します。</u></p> <p>a) <u>規則第4条各号又は第6条各号に掲げる事業のうち、認定地域再生計画に記載されている事業であること</u></p> <p>b) <u>認定地域再生計画の目標達成に資する事業であること</u></p> <p>c) <u>融資期間が融資実行日から5年以上であり、かつ、利子補給期間（融資実行日から5年間）が認定地域再生計画の計画期間内であること</u></p> <p>d) <u>国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度との併用はしないこと</u></p> <p><u>このほか、以下の点に留意してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>規則第4条第1号の「企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業」には、新商品の開発・製造、新役務の提供、新たな事業分野への進出、商品の生産方式の改善などが含まれますが、いずれについても、推薦申請書の記載により、事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した事業であるかを確認します。</u></li> <li>・<u>土地購入費については、建物の建築や機械装置の導入と併せて行われる事業に限り利子補給対象となります。また、例えば、事業所兼自宅の自宅部分、対象事業項目に該当する商品と非該当の商品の両方を生産する工場の非該当商品部分に係る費用などは、利子補給対象外となります。</u></li> <li>・<u>融資形態について、例えば、プロジェクトファイナンス、ストラクチャーファイナンス、SPCへの融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社への融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資なども、なるべく幅広く利子補給対象となるよう運用します。この場</u></li> </ul>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>合、利子補給対象となるかの確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</u></p> <p><u>なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が5年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を5年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。</u></p> <p><u>・繰上返済等により融資期間が5年未満となることが予定されている融資は対象外となります。</u></p> <p><u>・地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度や国・地方公共団体の補助金との併用は、地域再生利補との併用の制限がなければ可能ですが、この場合、併用の趣旨等を確認しますので、推薦申請書の「その他特記事項」欄に詳細を記載してください。</u></p> <p><u>エ)・オ) (略)</u></p> <p><u>力) 事業者推薦前の事業の開始・融資契約 (略)</u></p> <p>また、指定金融機関と事業者の間で融資契約を締結していなかったとしても、事業者推薦前に利子補給の対象となる事業が開始されていた場合についても、原則、地域再生利補の対象とすることはできません。なお、事業の開始とは、工場建設であれば建設工事の開始を、機械装置の導入であれば当該機械装置の据付をいいます。<u>事業者推薦前の事業の開始について、判断が難しい案件がある場合は、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</u></p> <p><u>キ) (略)</u></p> <p><u>ク) 取消しによる支給の停止 (要綱第11条)</u></p> <p>内閣総理大臣は、推薦事業者の推薦を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して、当該推薦に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約を取り消し、当該推薦を取り消した日より利子補給金の支給</p>	<p><u>ウ)・エ) (略)</u></p> <p><u>オ) 事業者推薦前の事業の開始・融資契約 (略)</u></p> <p>また、指定金融機関と事業者の間で融資契約を締結していなかったとしても、事業者推薦前に利子補給の対象となる事業が開始されていた場合についても、原則、地域再生利補の対象とすることはできません。なお、事業の開始とは、工場建設であれば建設工事の開始を、械装置の導入であれば当該機械装置の据付をいいます。</p> <p><u>力) (略)</u></p> <p><u>キ) 取消しによる支給の停止 (要綱第11条)</u></p> <p>内閣総理大臣は、推薦事業者の推薦を取り消した場合には、該当する事由が発生した日に遡及して、当該推薦に係る指定金融機関との間で締結した利子補給契約を取り消し、当該推薦の取り消しを通知した日より利子補給</p>



新	旧
<p>を停止することとなります。その際、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、<u>利子補給契約の取消日までに支給された利子補給金の全部を返納する必要があります。</u></p> <p>v) 割当額の調整等</p> <p>事業者推薦の申請受付後、内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額（以下「割当額」という。）を暫定的に算定し、指定金融機関に通知します。また、<u>原則として事業者推薦後に、確定した割当額を通知します。</u></p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご注意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。<u>割当額に合わせて変更する場合には、変更後の融資額をもとに再度割当額の調整を行い、改めて割当額を通知することになります。</u></p> <p>ア) 利子補給金の活用実績を踏まえた取扱い</p> <p>過去に<u>地域再生利補</u>を活用したことのある事業者については、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います（<u>百万円未満の端数切捨て</u>）。</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い</p> <p>地域再生計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います（<u>百万円未満の端数切捨て</u>）。</p> <p>ウ) 融資額が多額な案件の取扱い</p> <p>事業者推薦の集中受付期間ごとに募集額を定めて申込みを受け付けますが、募集額を上回る申込みがあった場合、融資額が多額な案件を中心に割当額の調整を行います。多額となる金額や具体的な調整方法は、内閣府ホームページでご案内します。</p> <p>エ) (略)</p>	<p>金の支給を停止することとなります。その際、指定金融機関に書面で通知するとともに、指定金融機関は、<u>該当する事由が発生した日以降に係る支給済みの利子補給金の全部を返納する必要があります。</u></p> <p>v) 割当額の調整等</p> <p>事業者推薦の申請受付後、内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額（以下「割当額」という。）を暫定的に算定し、指定金融機関に通知します。また、事業者推薦後に、確定した割当額を通知します。</p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご注意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。</p> <p>ア) 利子補給金の活用実績を踏まえた取扱い</p> <p>過去に<u>本利子補給金</u>を活用したことのある事業者については、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います。</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い</p> <p>地域再生計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います。</p> <p>ウ) 融資額が多額な案件の取扱い</p> <p>事業者推薦の集中受付期間ごとに募集額を定めて申込みを受け付けますが、募集額を上回る申込みがあった場合、融資額が多額な案件を中心に割当額の調整を行います。多額となる金額や具体的な調整方法は、<u>集中受付期間開始前に内閣府ホームページ</u>でご案内します。</p> <p>エ) (略)</p>

新	旧
<p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 手続書類 (要綱第6条及び第7条)</p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) (略)</p> <p><u>イ) 利子補給契約申込時チェックリスト</u></p> <p><u>ウ) ~オ) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書 (<u>計算表はExcel形式</u>) を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p><u>ウ) 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し</u></p> <p>利子補給契約の締結に係る貸付けの実行済みの貸付契約書全体の写しを添付してください。貸付契約書の写しでは、貸付日、貸付先、<u>貸付額、資金使途、貸付金利 (固定・変動の別や変動の場合における金利更改時期を含みます。)</u> <u>その他の条件を確認します。これらの情報が別文書 (特約書等) に記載されている場合には、それも添付してください。</u> シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。また、<u>利子補給率を差し引いた金利</u>で貸付契約を締結している場合は、利子補給金適用前の金利が記載されている資料を提出してください。</p> <p><u>なお、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結して</u></p>	<p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 手続書類 (要綱第6条及び第7条)</p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ) ~エ) (略)</u></p> <p><u>オ) 地域再生支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知書の写し</u></p> <p><u>カ) 地域再生支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書の写し</u></p> <p><u>キ) 割当額の通知の写し</u></p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p><u>イ) 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し</u></p> <p>利子補給契約の締結に係る貸付けの実行済みの貸付契約書全体の写しを添付してください。貸付契約書の写しでは、貸付日、貸付先、<u>資金使途、貸付額、金利その他の条件等</u>を確認します。シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。また、<u>利子補給金の額を差し引いた金利</u>で貸付契約を締結している場合は、利子補給金適用前の金利が記載されている資料を提出してください。</p>



新	旧
<p>(削る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金利条件は、固定金利でも変動金利でも構いません。また、<u>信用保証協会による信用保証が付された貸付けについても、地域再生利補を活用することは可能です。</u></li> </ul> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利払日は単位期間内に1回以上となるようにしてください。(ただし、<u>初回及び最終回の単位期間は除きます。また、利払日が休日の場合に支払日を翌営業日とする契約を行う場合は、利息の計算日が単位期間内であれば、実際の利息の支払日が単位期間外になることは差し支えありません。</u>)</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>事業者との融資契約において、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結する場合には、特段の合理的な理由がなければ、融資利率は同一条件にしてください。</u></li> </ul> <p>(削る)</p>	<p><u>象とすることはできません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>土地購入費については、当該土地を活用した建物、機械装置などの設備投資も行われる事業であれば貸付けの対象とすることは可能ですが、その場合には、必ず内閣府に事前に確認してください。</u></li> <li>金利条件は、固定金利でも変動金利でも構いません。また、<u>地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度との併用も可能ですが、併用する場合は、全ての利子補給制度適用後の金利を確認させていただく必要があります。</u></li> <li><u>融資期間は、利子補給金の支給期間が融資後5年間としていますので、5年以上としてください。据置期間の設定は特に制限をしていません。なお、融資期間が5年未満となる場合(繰上弁済等により実質的に融資期間が5年未満となる場合を含みます)には、原則として申込みをお断りしています。</u> <u>また、利子補給金の支給期間(融資後5年間)が地域再生計画の計画期間を超過する場合についても、申込みをお断りしています。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利払日は単位期間内に1回以上となるようにしてください。(ただし、利払日が休日の場合に支払日を翌営業日とする契約を行う場合は、利息の計算日が単位期間内であれば、実際の利息の支払日が単位期間外になることは差し支えありません。)</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>信用保証協会による信用保証が付された貸付けについても、地域再生利補を活用することは可能です。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>融資条件について不明の点は、内閣府までお問い合わせください。</u></li> </ul>

新	旧
<p><u>イ)</u> 内閣府への事前確認（要綱第6条第2項）</p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後5日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後5日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなります。</p> <p>（以下略）</p> <p><u>ウ)～キ)</u>（略）</p> <p>⑤ <u>利子補給金支給申請の手続</u></p> <p>i) 手続の概要</p> <p>（略）</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④のiii)の<u>ウ)</u>の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>ii) 手続書類（規則第18条又は第21条、要綱第8条～第10条）</p> <p>支給申請の際には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ)（略）</p> <p><u>ウ)</u>（<u>利子補給（変更）契約時又は前回支給時から変更があった場合</u>）当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</p> <p>エ)（略）</p> <p><u>オ)</u>（<u>変動金利型かつ適用利率が0.7%を下回る場合</u>）計算表</p> <p>カ)（略）</p> <p><u>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書（計算表はExcel形式）を可能な限りZIPファイルにまとめてメー</u></p>	<p><u>ウ)</u> 内閣府への事前確認（要綱第6条第2項）</p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後5日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後5日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなりますが、<u>このような申込書の提出が貸付け後5日目となる場合には、事前に内閣府に連絡してください。</u></p> <p>（以下略）</p> <p><u>エ)～ク)</u>（略）</p> <p>⑤ <u>利子補給支給金申請の手続</u></p> <p>i) 手続の概要</p> <p>（略）</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④のiii)の<u>エ)</u>の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>ii) 手続書類（規則第18条又は第21条、要綱第8条～第10条）</p> <p>支給申請の際には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ)（略）</p> <p><u>ウ)</u> 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</p> <p>エ)（略）</p> <p><u>オ)</u> <u>利子補給契約書の写し及び計算表</u></p> <p>カ)（略）</p> <p><u>書類はA4版両面印刷とし、ステープラーで綴じずにイ)からカ)の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。本手続きについては、支給金額</u></p>

新	旧
<p><u>ルに添付し、送信してください。紙で提出する場合には、A 4 版両面印刷とし、ステープラーで綴じずにウ) からカ) の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。なお、ウ) について、利子補給契約の変更が必要となる貸付契約等の変更の際は、(支給申請時ではなく) その都度内閣府への報告が必要なことに留意してください。</u></p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p>(削る)</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) 計算表</p> <p><u>金利変動型の貸付契約で、適用利率が 0.7%を下回る場合は、「利子補給金の額」欄及び「利子補給金適用前の支払金利」欄が修正された計算表を提出してください。</u></p> <p>カ) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. 利子補給金の支給後の手続</p> <p>(略)</p>	<p><u>の確認作業に必要なため、当面の間、郵送による提出にご協力ください。</u></p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p><u>ウ) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</u></p> <p><u>上記「④利子補給契約の手続」において添付した貸付契約書の写し及び償還年次表と同じもの(コピーで可)を添付してください。シンジケートローン等の単一の証書貸付でない貸付契約書の場合は、貸付日、貸付先、資金用途、貸付額、金利その他の条件等が記載されている資料を添付してください。また、利子補給対象とならない金額を含んだ貸付契約の場合、償還年次表は利子補給対象となる貸付分に係るもののご提出もお願いします。</u></p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) <u>利子補給契約書の写し及び計算表</u></p> <p><u>利子補給契約書の写し及び上記④で提出いただいている計算表(コピーで可)を添付してください。変更契約が締結されている場合は、全ての変更契約分を併せて添付してください。</u></p> <p>カ) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. 利子補給金の支給後の手続</p> <p>(略)</p>